

## 随意契約理由書

件名	神戸港三宮南地区陸閘等遠隔操作化鉄扉改造(その2)	
契約の相手方	日エマシナリー(株)	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、平成30年度より順次整備している陸閘の遠隔操作化に伴い、既存電動化済陸閘3か所について、遠隔操作化するための改造を実施するものである。</p> <p>陸閘遠隔化のシステムの構築業務、電気設備業務、陸閘電動化業務については、別途工事にて発注している。今回の陸閘改造業務は、陸閘動作の追加等のシーケンス改造が含まれるため、当初工事の請負業者である日エマシナリー(株)でなければ施工することが不可能であることから、日エマシナリー(株)と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局 工務・防災部 工務課 設備係	(電話番号 595-6320)